
令和7年 第4回 日之影町議会定例会会議録 (第2日)

令和7年12月9日 (火曜日)

議事日程 (第2号)

令和7年12月9日 午前10時00分開議

日程第1 一般質問

本日の会議に付した事件

日程第1 一般質問

出席議員 (8名)

1番 久保 優一君	2番 高館 英嗣君
3番 小川 輝久君	5番 一水 輝明君
6番 河野 學君	7番 甲斐 徳仁君
8番 小谷 幸治君	9番 甲斐 睦彦君

欠席議員 (なし)

欠 員 (なし)

事務局出席職員職氏名

局長 甲斐 清保君 録音係 (総務課補佐) 中山 智貴君

説明のため出席した者の職氏名

町長	佐藤 貢君	副町長	甲斐 敏弘君
教育長	橋本 範憲君	総務課長	平川 浩二君
地域振興課長	関 雅人君	会計管理者	津隈 富美君
町民福祉課長	押方 誠君	税務課長	福川 勝志君
農林振興課長	工藤 庄吾君	建設課長	春田 直人君
保健センター所長	甲斐 康弘君	教育次長	平川 誠二君
代表監査委員	富士本浩一郎君		

午前10時00分開議

○議長（甲斐 睦彦君） おはようございます。傍聴者の皆様におかれましては、大変御多様のところ議会傍聴においでいただきまして、誠にありがとうございます。

それでは、早速、これから本日の会議を開きます。（発言する者あり）

じゃあ同意を。

○議員（2番 高館 英嗣君） 先ほど議会運営委員会、全協の場でも議長から説明がありましたが、議員の中に12月4日の日、初日の議会放送を6日と7日、土日で行いますよという連絡が来ていたんですが、それを5日の日に中止延期となった過程について説明をしておいたほうが、議会傍聴を楽しみにしていた方にも納得がいくのかなと思いますので、ぜひ、この場で、説明できる範囲で説明をしていただきたいと思います。これは議会放送については、議長も旧庁舎のときからこういう設備を整えてくれという発言もされておりましたので、この中で、急遽、映像配信規定をあるように、議長の権限においてということで、諸般の事情によりという内容だったのですが、しっかりと説明をしていただきたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） その件につきましては、先ほどの全協におきまして、十分に説明をしまして御理解を得たものと私は判断しておりますので、そのような返事しか、私としてはこの場では答えることができません。

どうぞ。

○議員（1番 久保 優一君） 全協で、我々には議長の説明をいただいた。しかし、テレビを見る予定だった方は、本会議場で説明していただかないと納得できないと思います。なので、全協で私たちになされた説明を、今、この場でもう一度よろしく願いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） その件につきましては、先ほど答弁したとおりでありまして、本日の日程は一般質問が日程であります。これを優先させたいと思います。

日程第1. 一般質問

○議長（甲斐 睦彦君） それでは、早速、日程第1、一般質問を行います。

一般質問は、小谷幸治君、高館英嗣君、久保優一君、以上3名から通告がありましたので、一般質問を通告順に行います。

初めに、小谷幸治君の質問を許します。小谷幸治君。

〔議員登壇〕

○議員（8番 小谷 幸治君） 改めまして、おはようございます。

初めに、佐藤町長におかれましては4期目の当選、誠におめでとうございます。町民の皆様か

ら、12年間の実績の評価により町政を託されましたので、今から4年間、日之影町のトップとして、手腕を発揮していただきたいと思います。

それでは、さきに通告いたしました町長の政治姿勢についての1点目、4期目4年間での町の将来像として、どのような町政運営を描き考えているのかについて質問をさせていただきます。

令和6年度までの第5次日之影町長期総合計画の将来像は、「住む喜びを実感し笑顔をあふれる光さすまち 日之影」でありました。今年度スタートした第6次長期総合計画では、「未来への新たな光を灯すまち 日之影」を掲げられました。

町長は、住み続けたい、住んでよかったまちづくりを目指すとして各分野の事業に取り組み、子育て、教育分野では、保育料、学校給食費の無償化、出産祝い金事業、健康、福祉分野では、こども家庭センターの開設、高齢者に対する見守りシステムの導入や移動手段のコミュニティーバスの運用など、具体的に事業の成果が出ていると思います。

今年度からは、既に、新たな光を灯すまち日之影の実現に向けた町政運営が始まっています。つきましては、日之影町の将来像として、どのような町政運営を描き考えているのかお伺いをいたします。

次に、2点目ですが、「みんなで創る日之影の未来」に記載してある目指す政策の中で、様々な課題の解決に向けて取り組む重点政策について質問をいたします。

公選用ビラに記載してある「みんなで創る日之影の未来」を目指す政策として、大きくは5項目、その中の各種施策は36小項目あります。この政策の中で、未来への新たな光を灯すまち日之影を目指して、様々な課題解決に向けて重視する政策についてお伺いをいたします。

次に、自治公民館の在り方について、人口減少や少子高齢化が進む中、自治公民館の維持、活性化に向けた取組について質問をさせていただきます。

平成26年、日之影町は日本創成会議により20歳から39歳の若年女性人口の減少率が50%超えると予想される自治体の中で、消滅可能性都市として県内で一番可能性が高いと発表されました。あれから11年経過して、最近では、令和6年の有識者グループ、人口戦略会議が名を変え、消滅可能性自治体と呼んでいるようですが、御承知のとおり、町の人口減少は全国の中山間自治体で予想されているとおりであります。

我が町の人口減少は、予想に反して以前より緩やかになってきており、これまで各種施策に取り組んできた結果だと思いますが、しかし、現状としては、年々減少傾向にあります。本町の第6次総合計画、未来への新たな光を目指して灯す日之影の今後の運営等について、お伺いをしたいと思います。

次に、自治公民館の在り方について、人口減少や少子高齢化が進む中、自治公民館の維持、活性化に向けた取組について質問をさせていただきます。これは先ほど述べましたが、ちょっと原

稿が混ざっておりまして、申し訳ありません。途中から発表させていただきます。

本町の公民館数は、平成25年度から40公民館数で変化はありませんが、110ある各分館の世帯数は減少傾向にあり、5戸、10戸の集落が徐々に増えてきています。町内での公民館加入率は95.6%でほぼ100%、ほとんどの世帯が館民であります。

そのような中、公民館の数多くの活動の下、生活環境整備や地域行事の維持など、地域の皆さんと手を取り合って地域コミュニティーの中心的役割を担ってきましたが、今後、各種公民館活動を縮小しなければならない集落が出てくるのではないかと危機感を感じているのは、私だけではないと思います。

つきましては、人口減少や少子高齢化が進む中、今後の自治公民館の維持、活性化の取組について、町長の見解をお伺いいたします。なお、自治公民館を所管しているのは教育委員会であります。教育長への通告はしていませんが、所管として所見などがあれば、教育長の答弁をお願いいたします。

以後の質問は、自席にてさせていただきます。失礼いたしました。

〔議員降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 傍聴に来ていただきました方々に御礼を申し上げたいというふうに思います。

お答えをいたしたいと思います。

小谷幸治議員の町長の政治姿勢についての1点目、4期目4年間の町の将来像として、どのような町政運営を描き考えているか伺うについてお答えをいたします。

議会初日の所信表明でも述べましたが、これまでの3期12年を振り返ってみますと、就任当初に消滅可能性都市として、本町が県内で一番可能性が高いと大変ショッキングな報告を受けまして、この報告を覆したいとの思いで、長期総合計画や地域創生総合戦略などを基に、人口減少対策、少子化対策及び教育や医療費等の助成、アグリファームの設立、農林業や商工業の振興、福祉の充実など各種施策に取り組んでまいりました。

日之影町の将来を見据えた取組を議会の皆様の御理解の下に予算化し、執行できましたことに改めてお礼を申し上げますとともに、町民の皆様方の様々な御意見に対し、真摯に取り組んでいかなければならないとの思いを強くし、この重責に改めて身の引き締まる思いでございます。

4期目の町政運営に当たりまして、少子高齢化、人口減少、産業の担い手不足など、様々な課題が山積しておりますが、町民の皆様と一緒に考え、話し合い、一つ一つ解決していかなくてはいけないと強い思いを持っております。私たちの先人方が幾多の困難や苦勞を乗り越え、築き上

げてこられた光差すまち日之影町を次世代へと引き継ぐため、議会の皆様方と連携いたしまして、住んでみたい、誇りを持って住み続けたいと思えるまちづくりに、初心を忘れることなく、町民の目線で、町民とつくる対話と協働の町政運営を取り組んでまいり所存でございます。

次に、御質問の2点目、「みんなで創る日之影の未来」に記載してある目指す政策の中で、様々な課題解決に向けて取り組む重点施策について伺うについてお答えをいたします。

4期目となります町長選挙出馬に当たり、私の目指す政策の理念を「みんなで創る日之影の未来」と掲げ、産業の振興による活力あるまちづくり、未来をひらく教育の推進と人も地域も元気なまちづくり、共に支え合うやさしい福祉のまちづくり、住み続けたい、住んでよかったまちづくりを柱としまして、町民目線の協働による信頼のまちづくりに取り組んでいく所存でございます。

その中でも重点的なものとしましては、まず、産業の振興であります本町の基幹産業であります農林業の振興としまして、農林家の皆さんの所得向上に向けた生産基盤の整備はもとより、過疎化・高齢化に伴う担い手不足を補う一助となっておりますアグリファームの組織強化にスピード感を持って取り組み、また、森林環境譲与税の有効活用を併せ、近年深刻化の度合いを増しております有害鳥獣対策につきましても強化をしていきたいと思っております。

また、商工業の振興におきましては、安定して継続的な公共事業の確保のほか、商工業の事業者の方々と連携しました各種施策の展開や、まちづくり活性化の取組を強化してまいります。

次に、「子はまちの宝、子育てするなら日之影へ！」の思いをさらに具現化し、町民一人一人が生涯にわたって安心して暮らせるよう、妊娠期から高齢期まで全てのライフステージに応じた支援に取り組んでまいります。

また、九州中央自動車道の平底蔵田間の事業化に向けた取組につきましましては、特に重要と考えております。観光をはじめ、町の将来や今後のまちづくりに大きく関わってまいります道路整備を国や県など関係機関へ働きかけますとともに、スマイルバスなど、交通ネットワークの強化、また移住定住策の取組として、住宅環境の整備も強化してまいります。

ほかにも様々な課題が山積しておりますが、町民、議会の皆様方と連携いたしまして、まちづくりに取り組んでまいり所存でございます。

続きまして、自治公民館の在り方についての人口減少や少子高齢化が進む中、自治公民館の維持、活性化に向けた取組について伺うについてお答えをいたします。

本町の自治公民館数は、令和7年4月現在で40公民館あり、それぞれの公民館において、環境美化や健康維持、文化伝統の継承など、公民館の維持活動に取り組んでいただいているほか、町内の公民館で組織する自治公民館連絡協議会及び自治公民館女性部連絡協議会では、各種スポーツ大会や町民のつどいなどを通して、地域の絆を深める公民館活動を行っていただいております。

ます。

そのほか、町政全般にわたりまして、主要会合への出會や地域の意見反映など、多岐にわたる活動を通して、御意見や御支援をいただいております。しかし、急速な過疎化、高齢化が進む中、令和2年度と比較して、分館数が113から110分館、3つの減、世帯数が1,454世帯から1,312世帯、142の減に減少しており、世帯数の少ない公民館では、公民館役員への成り手がいないといったお話も伺っておりますし、これまで実施してこられた公民館活動が困難になりつつあると認識しているところでもございます。

昨年度策定しました長期総合計画におきまして、時代に即した自治会公民館活動の在り方について運営をサポートし、より効果的な活動を支援していくとしております。

公民館役員の選考を難しくしているものの一つに、役職に関連する様々な業務負担がありますことから、自治公民館連絡協議会及び女性部連絡協議会役員の業務を精査し、負担の軽減を図る必要もあるのではないかと考えております。

また、草刈りや行事、イベントなどの実働を伴う公民館活動につきまして、ボランティア団体など外部人材の力を借りる方法が有効でありますことから、既に大人公民館や中川公民館で取り組まれている外部人材の登用についても情報を共有し、取組を進めていきたいと思っております。

そのほか、構成世帯の少なく公民館活動の維持が難しくなる小規模公民館につきましては、近隣の公民館と連携する形も一つの対策ではないかと考えますが、自治公民館の連携については、これまでのそれぞれの歴史的背景もあるため、互いの考えを尊重しながら、慎重な協議が必要と考えております。

本町としましては、自治公民館を所管します教育委員会と連携して、地域コミュニティの形成を目的とした自治公民館の諸活動に対しまして、財政的な支援を継続するとともに、地域住民が協働して住みよい地域とするために、自主的な活動が継続して展開されるよう、様々な機会を通して公民館役員の方々の御意見を伺いし、持続可能な公民館運営について検討していきたいと思っております。

以上でございます。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 小谷幸治君。

○議員（8番 小谷 幸治君） それでは、再質問をさせていただきます。

目指す政策の中に、移住定住対策の充実があります。移住希望者が移住先を決める理由としては、仕事、子育て、教育、住まいなどが充実しているかだそうです。仕事先は、交通網の整備が進み、九州中央道が徐々に開通したことにより、熊本県や延岡、日向市などの職場は既に通勤圏となっているようです。

先ほど、重点政策の答弁として、子は町の宝、子育てするなら日之影へと述べられましたが、私は質問で、当町の子育て、教育分野の支援策を3つ述べましたが、ほかにも8つの支援があり、子供を安心して育てる環境が整っていることで、子供のいる世帯が流入してきたということを聞いております。

そして、住まいですが、現在、本年度完成見込みである単身者や子育て世帯の計16戸の町営住宅や空き家活用事業は推進中ではありますが、なかなか空き家はあっても、いろんな事情で紹介できなく、あっせんする住宅が足りないのではないかと考えています。今後、住宅の確保や空き家利活用の推進などの取組について、考えをお聞きいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） お答えをいたしたいというふうに思います。

今、小谷議員のほうから御質問ありましたとおり、人口減少対策の一助として、先ほども申し上げましたけれども、議会の皆さん方に御協力いただいて、子育て支援等の施策については、他の自治体に勝っても劣らないような施策は大分進んできたのかなというふうに思っております。そういったことを踏まえて、やはり近隣町村のほうから日之影の施策はいいなど、日之影はそういった制度的に充実しておるなという声も聞くし、また、日之影に移ってきたいなという方々もおるといふことも実感しております。

そういう中において、課題としては、やはり住まいという形でありますので、今、八戸の公営住宅といいますか、町営住宅を建設いたしております。3月ぐらいには完成いたしますので、2月ぐらいからそういった募集もせにやいかんなどという思いがしております。そういうことを踏まえて、そういった移住される方々への課題を克服していきたいなという思いも持っております。

その中で、やはり多分私だけの共通認識ではない、皆さん方と同様の認識であると思っておりますけれども、やはり空き家の利活用がなかなか進まないのが現状であります。これは以前から言われておりますけれども、やはり持っておっても、そこに品物を置いてなかなか貸していただけないとか、うちは人口減少対策係もつくって、そういったことに積極的に取り組んでおりますけれども、今後はそういったことを何かクリアできるというか、できるだけそういった利活用ができる方策、施策をやっていくことが、移住定住策がうまく回っていくポイントかなというふうに思っておりますので、そのあたりは考えていかんやいかんという認識をいたしておりますので、今、そういったことも含めて、担当課のほうには、ちょっと考えようやなっというふうな話はしております。

以上でございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、小谷幸治君の質問は終わりました。

.....

○議長（甲斐 睦彦君） 次に、高館英嗣君の質問を許します。高館英嗣君。

〔議員登壇〕

○議員（2番 高館 英嗣君） 皆さん、おはようございます。それでは通告に従いまして、町長に対し質問させていただきます。

「未来への新たな光を灯すまち」への取組について、まずは第1点目、マイナンバーカードのさらなる活用方法の検討について、日之影町では8割を超える保有者がございますが、マイナンバーカードの活用の仕方によっては、いろんな活用方法があると思います。例えばポイントカードとしても使えることもあるでしょう。もしくはプリペイド方式としてチャージを行い、支払いができる機能にすることも可能かと思われま

す。現状、日之影町で取り組めるマイナンバーカードの制度につきましては、ごく一部だと思われま

す。後の答弁でもあるかと思いますが、まだ取り組めていないこともございます。そのことについても、さらに活用することを広めることによって、所持率も上がり、若手から高齢の方まで、しっかりとマイナンバーカードを持つことよ

つての恩恵を受けることができるのではないかと思

い、まずは1点目、マイナンバーカードのさらなる活用方法の検討についてを御質問いたしま

す。

続きまして、2点目、これは先ほど全員協議会場で、議長のほうから意見書が撤回をされ、要望書へと変換されましたということ

でござい

ますが、通告をしておりましたので、この場で改めて通告をさせていただきます。通告に従い質問させていただきます。

当初、この意見書が出てきたときに、私は日之影町の民主主義は終わったなと思ったところ

でござ

います。私たち議会というのは、多様な意見を集め、この議場の場で議論することが議員の本分だと思

っております。それを、要望書なら、初日の決議のときにも言ったんですけど、要望書であれば何らかの対応はあ

ったと思

います。まして、意見書となって町議会、1人の個人であれば何も言うことはありません。個人に対する意見に対しての意見なので。議会に対しての意見となれば、それは話は変わってくるのかなと。議会に対してどういうふうに対応しないといけないのか、それはしっかりと考えてい

かないといけ

ないので、初日の発議は賛成したところです。

そういったこともあり、この意見書が提出されるまでに、本来であれば止められる場所、もしくは文章を修正できる場所は多々あったと思

います。消防係長の時点、3町い

れば3人、その上、訂正できなければ総務課長、その時点でもう既に6人、その上に上がれば副町長、それで9人、3町合わせ町長まで入れれば12人と、文章を確認し、この文言はしっかりと修正をすべきではないかという議論がなされたのか、まして、日之影町消防団に関して厳しいことは言いますが、運用に関しまして、私たちが提案をしたからこそ、夏季訓練手当も上げることができた

と自負は

しております。

そのことで、今回、議会に対しての意見ということで上がってきたことが、どうも解せない。本来であれば止めれるべきところは幾つもあったのに、止めれなかったことが非常に遺憾でございます。

要望書の中身を見ていませんので、前回の意見書に対してのこれは質問になります。要望書が大きく変わっているのであれば、その要望書は改めて拝見させていただきますが、あくまでも議会に対しての要望書であるということであれば、議会としての対応を取ることはしかるべきと思いい、これまで意見書を出されて、文言の修正をする機会があったのにもできなかったことについて、執行部側に質問をさせていただきます。

後の質問は、自席にて行います。

〔議員降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 高館英嗣議員の「未来への新たな光を灯すまちへ」の取組についての1点目、マイナンバーカードのさらなる活用方法の検討についての御質問にお答えいたします。

マイナンバー制度につきましては、行政の効率化、国民の利便性の向上、公平・公正な社会の実現のための社会基盤としまして、平成27年に、住民票を有する全ての方に1人1つの12桁の番号が付番されたところであります。

マイナンバー制度導入後におきましては、社会保障や税、災害対策における各種手続時に個人番号の記載、確認を求められることとなりましたが、個人番号の証明や本人確認の際の公的な身分証明の機能を兼ね備えたICカードとしまして、平成28年1月からマイナンバーカードの交付が開始されたところでございます。

これまでのマイナンバーカードの保有率につきましては、令和7年10月末時点で、全国で79.9%、宮崎県内で85.3%となっており、本町におきましては2,939人が保有されており、保有率は86.0%となっております。

次に、マイナンバーカードの活用に関しまして、まず、国においては、健康保険証として利用できるマイナ保険証や運転免許証としても利用できるマイナ免許証の運用がスタートしております。そのほかにも、救急隊が傷病者の医療情報を迅速に把握できるマイナ救急も運用が開始されております。

また、マイナンバーカードの機能をスマートフォンに搭載するサービスも始まっており、マイナンバーカードが手元になくても、スマートフォンだけで各種サービスの利用や手続ができるようになっております。

一方、本町におきましては、令和5年度にDX推進計画を策定し、行政手続のオンライン化や

書かない窓口の導入、コンビニ交付システムの導入など、町民に寄り添ったデジタル化の推進施策を掲げております。

その中で、行政手続のオンライン化は既に導入済みであり、転出手続のワンストップ化で、マイナンバーカードの利用実績がごさいます。子育て関係、介護関係におきましても、マイナポータルで行政手続を行う場合に、マイナンバーカードによる認証が必要となりますが、これまでの利用実績はごさいません。

また、書かない窓口（申請書作成支援サービス）は、本年9月にシステム導入したところであります。マイナンバーカードを使って申請書の作成が可能となるもので、これまで氏名や住所、生年月日等を各種手続ごとに繰り返し記入する必要がありましたが、本サービスの導入により申請手続のワンストップ化が図られ、来庁者のお手続の手間が大幅に軽減されております。

コンビニ交付システムにつきましては、当初は令和7年度導入予定としておりましたが、自治体情報システム標準化・共通化への移行が令和8年度に延伸となりますことから、事業完了後に導入する計画としております。今後の財政状況等によりますが、現時点では、令和9年度以降に導入予定でございます。

なお、国が実施する医療費助成オンライン資格確認システムを活用することで、マイナ保険証を提示すれば、紙の受給者証の提示が不要となることに関する改正条例案を今議会定例会に上程し、初日に可決いただいたところでごさいます。

今後も、マイナンバーカードの活用方法につきましては、マイナンバーカードを活用した自治体向けサービスや全国の導入事例などを参考にしつつ、国の動きなども注視しながら、本町に適した活用方法についてさらに検討してまいります。

次に、「未来への新たな光を灯すまちへ」の取組についての2点目、宮崎県消防協会西臼杵支部からの議会に対する意見書についての所見はにお答えいたします。

宮崎県消防協会西臼杵支部から議会に出された意見書については、本年7月に行われた五ヶ瀬町議会議員選挙において配布された選挙運動用ビラの中に、必ず実行する3つの項目として、若者の可処分時間を取り戻すとし、その一例として、消防操法大会を廃止することで夏季訓練をなくし、若者の時間を160時間取り戻す旨の記載があり、その内容に西臼杵3町の消防団長が、消防団活動の根幹を揺るがしかねないとの危機感を感じ、西臼杵3町の消防団長で話し合いを行い、五ヶ瀬町消防団だけの問題として看過することはよくないとのことで、消防協会西臼杵支部として、西臼杵郡町村議会議長会に対し、消防団の行う行事、訓練計画は、消防団自身で決定させていただきたいとの旨の意見を記した書面を提出したものと承知しております。

消防団長は、消防組織法第22条及び日之影町消防団条例第5条の規定により町長が任命いたしますが、消防組織法第20条及び日之影町消防団規則第4条第2項に、消防団長は消防団の事

務を統括することとなっていますので、消防団の活動内容については消防団長にお任せをしており、その活動、言動においては尊重させていただいております。なお、近隣自治体も本町と同様の取扱いを行っていると同っております。

現在、本町消防団は、消防団という組織の中で士気や統制を保つこととのバランスを取りながら、消防団員の負担軽減に努めていることも承知しており、意見書を出すに至ったことに関しましては、私のほうからは何ら申し上げることはございません。

今後も、本定例会初日に採択されました日之影町消防団の未来を守る決議にありますように、町民の生命、財産を守るという共通の目標の下、議会、行政、消防団が協力し、本町の安心・安全なまちづくりを推進できますよう取り組んでまいります。

以上でございます。

〔町長降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） それでは、再質問させていただきます。

まず、1番目のマイナンバーカードについてでございますが、これはあえて、こちら側からの細かい部分まで書かなかったという意図もございまして、どういったことを取り組んでいくか、マイナンバーカードを使って何かしようかということを実際に考えがないかということもあって、書かせていただきました。

しかし、返ってきた答弁書も同じ、ある程度想定をした内容ではございましたので、あえてこの場で提案をさせていただきますが、実際、コロナ禍におきましてDX化が進み、進んだところと進んでいないところっていうのが、各自治体分かれていると思います。

マイナンバーカードについて私もずっと調べて、どういうふうにしたら皆さんが持ったときに喜ぶのか、使い勝手がよくなるのかっていうときに考えたときに、マイナンバーカードをポイントカードとしても使える、逆にプリペイドカードとしても使えるという仕組みに当たりました。これは天草市で取り組まれているもので、先週も電話してちょっとやり取りをしたんですが、実際、チャージできる場所も現金を20か所ほど設置してチャージできる場所というところも設置しているようでした。その後、しっかりと交通機関、日之影のタクシーならタクシー、日之影のスマイルバスとかでも使えるようにするというふうな仕組みを取っているようでございます。

ただ、中でも、ちょっと大手フランチャイズとかでは多分障害が出てくるところもあるとは思いますが、どういうふうに使えばいいかというのは、今後の協議段階かなと思いますが、マイナンバーカードの取組について、町長の所見を伺います。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 答弁内容につきましては、今やっておることとかということで、今、高

館議員がおっしゃったような形でありますけれども、手元にもマイナンバーカードを活用した自治体向けサービスシステムと導入事例という、全国のサービスがございます。行かない窓口とか電子図書館、コミュニティーサービス、地域通貨、今、高館議員がおっしゃったようなことではないかなというふうに思っています。

もうマイナンバーカードで医療費も免許証もなるという国の方針の下、動いておるわけでありますから、必ずやもう紙というか、そういう形になっていくというふうに認識いたしておりますから、今、高館議員から提言をいただきましたポイントカード、プリペイドカードが聞き漏れましたけど、どこの自治体かまた教えていただければ、そういったことを研究するということは当然、今後のDXを進める上、あるいはマイナンバーカードを持って有効活用する上でいろんな広がりがある、大きな市とか自治体ではなかなか難しいけれども、日之影町のような小っちゃな自治体では効果的だよとかいうそういう使い方というものも出てくるのではないかなというふうに思っておりますので、このあたりはまた、担当課等を通じて、有効に使っていくと、町民が利用しやすい環境をつくっていくということは、当然のことではないかなというふうに思いますので、勉強させていただきたいというふうに思います。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 取組を進めているのは天草市です。天草市も3町合併して、3町だったと思うんですが、市になったという経緯もございまして、市として取り組んでいるという状況ではございますが、ここでの取組は、マイナンバーカードだけでなく、アプリも同時につくっているという取組でございます。

この相乗効果としてもたらされるのが、本当は私たち議会も考えないといけない。外から入ってきたお金をどう日之影町内で循環させられるのかと。依存財源が8割、自主財源は2割弱しかない日之影町にとって、交付金、外から入ってくるお金というのは非常に重要なので、この仕組みを使うことによって、町内に循環する仕組みができるのかなと。また、高齢者が交通機関を使ったときにそこにポイントがたまって、そのポイントを町内の事業所で使うことができるという仕組みをつくれば、今、商品券として発行されている部分が印刷代もかからなくなってくるでしょう。また、マイナンバーカードの普及率も上がっていくというのが想定することができるのではないかなというふうに私は思っております。

調べましたところ、交付金もいろいろ活用できそうな事業でもございましたので、ここは取り組んでいったほうがいいのかということもございまして、今回の提案をさせていただいたところですが、いかがでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 具体的なそういった自治体まで教えていただきましたので、担当課のほうから、今の御質問をいただいたことについて精査して、研究していくということは全然問題ないのではないかなというふうに思っております。

また、そのほか、さっき答弁しましたように、いい方式というか、いい取組があれば、またお金も要るわけでありますけれども、効果があれば、取り組む可能性は必要かなというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） これは単純にお金の流通だけという形で考えるべきでもなくて、そこに高齢者が外に出やすくなるとか、子供たちがいろんなことに参加しやすくなるというところまでも総合的に鑑みないと、町内の人たちみんながっていうところには行き着かないので、その点までしっかりと検討をして、取り組むようであれば取り組んでいただきたいと思います。

交付金もデジ田交付金と中小企業庁とかのやつも合わせて使える可能性があるので、そこうまく活用する必要があるのかなというので、ぜひ取り組んでいただきたいと思いますので、そこもしっかりと検討していただきたいなと思います。

それでは、続きまして、このまま入りますが、2つ目の意見書について質疑させていただきます。

実際、先ほど説明もしましたが、止めれるべきところがたくさんあったのかなというのが正直なところ。止めずとも意見書の内容を精査して、こっちのほうがいいんじゃないかと、出せるべきだったのかなというふうに私は思っているところがございますが、止めれる機会がなかったのか、どうなのかちょっとお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 意見書の内容、意見書が出されたというのは、出された後に聞いておりますので、止めるというか、そういうことではございませんでした。

そして、先日、決議文の中でも質疑で求められましたので答えたとおり、団の運営とは消防組織法という中で、うちの日之影町のみならず、西臼杵3町、延岡市、他の自治体も含めて、そういう事務の統括で、消防団のほうに法的根拠の下に任せている中において、そのような取扱いになったというふうに認識をしたところでございます。

高館議員がおっしゃったような形で、決裁はなくても、そういう中身についてはこういう文言とか連携とか、それも必要だったんじゃないかなと言われれば、それは法的根拠とかそういうのは度外視ししても、連携は必要だったかなというのは、今になればそれは私の反省かなというふうに思いますけれども、しかしながら、長年にわたってそういう法律の中で、歴代団長たちが押

印をして、そして幹部会、あるいは本部長会等を通じて決定をし、そして、また郡内のそういう団長が集まって、そして3町議会議長さんに出すということは、もうやはりその責任でやられたんだろうというふうに思っておりますので、高館議員が今おっしゃられることについては、なるほどなというふうに思いますけれども、私は今の考えはそのような思いでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 実際、時系列的にも確認をしたいんですが、質問が町長ではございますが、申し訳ないです。総務課長にお尋ねいたします。

意見書を目にしたのはいつか、お答えしていただいてよろしいですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 答弁を求めます。総務課長、平川浩二君。

○総務課長（平川 浩二君） 私のほうでその意見書の原案を見たのは、提出される前に確認をさせていただいております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） 一番そこなんですが、確認をして、冒頭でも説明したとおり、議会ってというのはいろんな意見をしっかりと吸い上げて提案すると、偏りもあってもいけないし、その中でもどういう意見もあって、その中で調整をしながら、この政策がいいのではないかとかっていうのが議会だと思っているんです。けど、あの意見書、変えられましたけど、要望書となったんですが、見る限り、変な話、予算審議も逆に何か安全管理とかにしても、どこまで言っているのかなっていうスタンスになってしまいます。そこがちょっと一番心配というか、最初ばって見たときに、これまずいよねって、議会としての立ち位置と、多分執行部としての立ち位置、管理者としての、消防団としての立ち位置、これがしっかりと理解されていないのかなと思って、今回はしっかりと議論を重ねる必要があると。あくまでも議会は議会、それぞれの意見を集約した中で、議会の中で提案をすると。

なおさら議会が直接消防団のことに関して、運用に関して意見をやるっていうのは、消防団に直接やるっていうことこそ実際できないことなんです。あくまでも議会、執行部を通して、管理者側を通してやる。でも、それをするかしないかというのは執行部側の中での判断、下ろすか下ろさないかっていう流れもちゃんと分かっておかないと、今後おかしなことになっていくかなっていうのが正直なところなんです。

冒頭にも言いましたが、実際、消防団員確保のために、これまでどういったことを行ってきたか、改めてお伺いしたいと思います。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 以前、高館議員がたしか議長をされておる頃かなっていうふうに私認識しておりますけど、消防団の処遇改善を含めた操法大会の軽減とか、そういったことも提言を受けておりましたということで、先ほどお話がありましたとおり、消防団の軽減策とかもやっておられたことも知っております。団員確保等については、消防団のほうで操法大会等の行事、日曜開催から土曜開催、団員の希望によるものということを知っております。

また、郡の操法大会の隔年開催、各訓練日数等については、各部の裁量に任せているということで幹部会で再三通知をしておるといふふうに報告を受けております。そのほか、団員募集については、そういったことを踏まえて、幹部会を通じて、部長あるいはその地域の団員において、あっせんといいますか、確保についてやっておるといふふうに聞いております。

また、その他の意見等については、幹部会で意見要望等を聞いているということを報告を受けているところでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） これまでの取組を答弁していただきましたが、なぜ聞いたかといいますと、これが、あのまま意見書をそのままのみにして何も言えない状況になってしまったときに、何を言ってもひょっとしたら介入と取られるのかどうなのかってなったときに、こちらから提案もできない、こういうものがありますよという状況になる可能性があります。

日頃の消防団活動に関しましては、もう本当に頭の下がる思いです。台風の際にも避難所に詰めて、高齢者の方を避難所へ誘導してと、また、数十年前の台風14号の際に、日之影小学校に避難をしていたおかげで隣の土砂災害があったときに、被害者はゼロと。あれもしっかりとした訓練のたまものだなということが非常にありますので、全然、活動に関して何ら言うこともございません。ただ、上がってきてしまったことをすんなり受け止めると、いろんなアドバイスもできなくなってしまうということを御理解していただきたいと思っております。

これが1つ目の質問にかかってくるんですが、消防団員確保のために、サポーター制度を導入してはどうかということもあります。年齢問わず、消防団がどういうものかというものがございましたので、逆に機能別消防団の定員数も決まっていますので、もしくはちょっと年齢的にいった人でも何かしら手伝いたい、でも、サポーター制度として登録していただければ、サポーターに入っていて、例えばちょっとした、例えば大会を出しますけど、大会のときに、ホースを巻くときにでも手伝ってもらえませんかとか、でも、サポーターとして参加してくれたからにはポイントとして付与しますよとか、そういったことがうまく活用していけるのではないかという提案もできなくなるというおそれもあったので、だからこそ厳しく今回やっておかないといけないというので私は一般質問に取り入れています、いかがでしょうか。どうのお考えでしょ

うか。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 初日の意見書等の取扱いについての決議についても、私この場でずっと聞いておりましたし、私の意見も求められましたので、お話をしたところでもあります。

法的な根拠からいえば、私が言ったとおりで、私は確認をいたしておりますからそういう形がありますけれども、それは別として、今、高館議員がどう思われますかっていうことで、あの決議の中の意見交換、議員の皆さん方が意見を交わされるのを聞いておれば、ある議員の方は、やはり意見交換をもっと十分議会と消防団がするべきだったという御意見もございましたし、いや、中には〇〇〇なことがあった、〇〇〇があったというようなお話もされた方もおられましたし、中には、高館議員のように、やはり意見書として議会に出れば、今、おっしゃったような形で、ちゃんとした議会としての意思を示さんといかんということをおっしゃられておりました。

ずっと考えて、あれからずっと考えておりますが、なるほどだなと。私の勉強不足かもしれませんが、議会の皆さん方が意見書を採択して国やらに送られるのは、本当、決議をさせることですから非常に重いから、そういうことだなと思ったけど、民間の団体とか個人の方が意見書、あるいは要望書を上げられるのは、意見書と要望書の違いというか、それを私は軽んじておったのかなというふうに反省もしたところでありますけれども、そういう中において、いろんな議論が交わされる中で、行政が悪い、あるいは消防団、あるいは悪いとかいう議論があっておりましたけれども、その中で方向転換、趣旨はこうですよという言い方を高館議員は2回、賛成討論と質疑の中でおっしゃって、その議事録を持っておりますけれども、それが結局は今おっしゃったことだろうというふうに思いますから、そのことについてはなるほどだなと納得をいたしております。

当然、議会の立ち位置として、やはり今おっしゃったようなことを含めた中で、決議をされたということであるわけですから、その点は納得をし、答弁書にも書いておりますように、あの決議文も私は見ておりますし、何ら議会、あるいは消防団、議会、行政が一緒になって、この日之影町の安心・安全を守っていこうという決議でありますから、そして、行政に対しては予算、あるいはそういった消防団活動に対して、ちゃんとしてサポートというか、そういう守っていけよというような決議というふうに私は受け止めておりますから、そのことについて、何らこれはいかんとか思っておりません。

ですから、今、高館議員がそのいきさつ等について縷々説明されたことに対して、いや、おかしいわんとかいう論法は持っておりませんし、これを機に、あの中で意見交換を今後していこうやということもおっしゃっておられる議員さんもおられました。当然、消防団とこういうことがあるならば、なおさら意見交換を、行政も入っていいわけですから、3者で定期的でもい

いのか、突然でもいいと思いますけれども、やっぱり意見交換をしながら、本町のやはり消防団、先ほどからありますように団員も不足しております。団員の募集の在り方、提案をいただきましたサポーター制度等をどうしようとかいうのは、やはり議場でどうじゃこうじゃということじゃなくて、いい提案でありますから、消防団、幹部会、また議会、あるいは行政一緒になって、団員確保あるいは日之影町の消防、防災、安全を守っていくことが、町民の負託に応えることというふうに思っておりますので、私はもう決議文に従って、最善を尽くしていきたいというふうな思いでございます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 高館英嗣君。

○議員（2番 高館 英嗣君） これが最後の質問になりますが、今後、ぜひしっかりと文書のチェック、管理、そういったことはしっかりと行っていただきたいなと思います。本当にもめなくていいところでもめてしまう、これが逆に町のする管理、する団体から、逆にこういうことが多々上がってくると、本当に議会って必要なのかっていうところまで言及されてくると思います。しっかりとチェック管理を行っていただきたいと思います。

以上をもちまして、最後の質疑とさせていただきます。

○議長（甲斐 睦彦君） 答弁は。

○議員（2番 高館 英嗣君） 管理体制をしっかりと行っていただけるかどうかを。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 当然、そういった組織運営は行政は法で動くわけでありますから、法の下に、今、御質問あったことについては、しっかりその中でやっていくということでお答えをしたいというふうに思います。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、高館英嗣君の質問は終わりました。

.....

○議長（甲斐 睦彦君） ここで暫時休憩を取りたいと思います。11時5分から再開をいたしますので、よろしくお願いいたします。

午前10時56分休憩

.....

午前11時04分再開

○議長（甲斐 睦彦君） 休憩前に引き続き再開します。

次に、久保優一君の質問を許します。久保優一君。

〔議員登壇〕

○議員（1番 久保 優一君） 質問に入る前に、本日通告いたしましたまちづくりへの自発的な参加を促す新制度の設立について、知識と意欲を引き出す持続可能な仕組みについて、知識と経験を行政に生かす公的な仕組みについては、事前に議運の委員長と議長にお話ししたように、これは答弁を考えてくださった執行部の皆様には非常に申し訳ないんですが、取り下げます。次回行います。

先ほどの高館議員のように、私は2つのことを同時に質問することは少し難しいので、今回、論点を明らかにするために1点に絞って質問を行います。重ねて申し上げますが、私の一般質問に対して、答弁を作成して考えていただいた執行部の方々には、非常に申し訳ないと思っております。

それでは、質問をさせていただきます。

消防団活動に対する直接的な介入を行わないことについての意見書について、町長にお伺いいたします。内容は、是非を問う。

以上です。

再質問は自席で行います。

〔議員降壇〕

○議長（甲斐 睦彦君） ただいま質問通告の取下げがございまして、1点のみになりました。答弁を求めます。町長、佐藤貢君。

〔町長登壇〕

○町長（佐藤 貢君） 今、議長のほうから、一般質問の通告は1点のみということで、久保優一議員からのあれでありましたけれども、ただ、お断りはありましたけれども、やはり通告から1週間以上、職員は残業しながら通常業務に付して、あの難しい一般質問の内容を必死に理解しようとして、真摯に答弁書を作成しておりました。私はその姿を見ながら、御苦労さんと言いながら帰っておりました。突然、議場に来て、諸般の事情でやめます。果たして、それだけの権限が議会にはあるということで理解してお受けをして、久保優一議員の一般質問にお答えをさせていただきます。残念です。

久保優一議員の消防団活動に対する直接的な介入を行わないことについての意見書についての是非を問うについて、お答えをいたします。

西臼杵3町の消防団長が、西臼杵郡町村議会議長会長に対しまして提出しました意見を記した書面につきましては、先ほど高館英嗣議員からの御質問にお答えしましたが、消防組織法第20条及び日之影町消防団規則第4条第2項に、消防団長は消防団の事務を統括することとなっておりますので、消防団の活動内容については、消防団長に一任しており、その活動、言動においては尊重させていただいておりますので、何ら私はその是非について申し上げることはございま

せん。

なお、近隣自治体も本町と同様の取扱いを行っていると同っておりますし、それに従いまして、高千穂町消防団、五ヶ瀬町消防団も同じような形で、3町議会に、議長会に出したと認識をいたしております。

今後も本定例会初日に採択されました日之影町消防団の未来を守る決議にありますように、町民の生命、財産を守るという共通の目標の下、議会、行政、消防団が協力し、本町の安心・安全なまちづくりを推進できるよう取り組んでまいります。

以上でございます。

[町長降壇]

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 今の町長のお怒りはごもっとだと私も思います。それをあえて一般質問の取下げを行ったところでは。

この取下げに至りましたのは、これしっかり聞いていただきたいところなんですけれども、まず放送中止があったこと。これ、内容が現時点では言えないといいますが、やはり私の一般質問に影響しているというところ、私は一般質問に影響しているとなっていて、そして、もう一つは、今朝、全員協議会で、副町長が久保議員に初日の発議で確認したいというところがあると、それは言われたんですけれども、これだけ要素があって、一般質問に影響しないと考えているんだったら、それは間違いだと。なので、今回あえて取り下げたのは、しっかりと私の発議意図、今回の問題点を検証するために1時間は必要だと思って、取り下げたところであります。

そこで、町長に御質問ですが、先ほど〇〇〇、〇〇〇と高館議員の質問に答弁されましたが、私は〇〇〇などとは申したのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 私が先ほど申し上げたのは、久保議員が初日に趣旨説明をされる中で、〇〇〇、また行政が監督責任を怠るということがありましたので、〇〇〇とは、逆に久保議員にお聞きしようという思いで、どの法律で〇〇〇と言われるのか、どの法律をもって行政が〇〇〇のかということ、当日、別の議員が町長への質問という形でおっしゃって答えた中において、私、ちゃんと法的な機関に確認をするという形をしておりましたので、そこにおいても確認の見解をいただいておりますので、この〇〇〇、あるいは行政が監督責任を怠るということは、やはりそれだけの法的な根拠があって、多分久保議員はおっしゃっておるのかということ、逆に反問権を使ってでも今日聞こうというふうに思っておりましたので、私はそういうことを議事録に残るわけでありますから、そして、初日も歴代の消防団長、そして本日も団員も来て、日之影町消防団長が出した、これは日之影町にとどまらず五ヶ瀬町、高千穂町の消防団長もそのような形

をしておる、それを日之影町の議場で、いや、〇〇〇を団長はやっちょると。ということは、団長のみならず幹部会、本部会で決定したことをしたわけでありますから、逆に言えば、日之影町消防団に対して〇〇〇をやったということは、歴代日之影町消防団は全国でも優秀団という形でまといまで受けた団であります。それを決議の議会の中の趣旨説明であろうと、〇〇〇あるいは、それは町長が〇〇〇、それが問題だから決議をしたということでありますけれども、さっきは違うじゃないですか。高館議員のほうが正しいじゃないですか。

議会に意見書が出たから、ちゃんとした議会の立ち位置を取らないかんということで、決議を質疑をして決定をされた。私は正しいと思います。それでいいです。何ら問題ない。消防団も何ら問題はないと思っております。

ただ、趣旨説明で何か法律がありますか、日本国憲法でも何でも。言っているんですよ。それを堂々と〇〇〇をした、町長は〇〇〇がない、そして〇〇〇、町長の法的な〇〇〇を回復させることを求めて決議をする、違うじゃないですか。

私、冒頭、委員会で説明するとき、何かこの消防団が出したことに対する決議文の質疑かなと思ったら、いつの間にか違う方向に行くとるじゃないですか、法的根拠もなく。団長あるいは消防団、あるいは私を何かそういうふうに持っていきたいという詮索をしたところでございます。

だから、逆に反問権を使わせていただきます、議長。

○議長（甲斐 睦彦君） はい。

○町長（佐藤 貢君） この〇〇〇、あるいは〇〇〇がないという根拠を教えてください。

○議長（甲斐 睦彦君） 反問権を認めた上での答弁をお願いいたします。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） まず、私は、今回の意見書提出に当たって〇〇〇があったということです。〇〇〇という意味は、〇〇〇です。辞書で引いてもらったらあれなんですけど、そんなに皆様が気になるのだったら、私は発議は私がやったものであり、決議文も私が書きました。なので、その場で聞いていただけたらよかったと思うんですけれども、それでは、〇〇〇について、〇〇〇、正しくなかったという点についてお答えいたします。

これが、意見書を見てほしいんですけれども、先ほどの高館議員の質問からの答弁にもありましたが、宮崎県消防協会西臼杵支部から議会に出された意見書についてはと書いてあります。そう答弁もありましたし、これ受けた方、私たち議員もそうですが、これ閲覧した方は、宮崎県消防協会西臼杵支部の宮崎県と消防協会西臼杵支部って分けて考えられないわけですよ。分けて考えられないです。これ客観的に聞いてみたんですけれども、宮崎県の消防協会から出てるよという受け取り方をされています。

この中で、私は県の消防協会に確認いたしました。確認しました、これは。消防協会としての意見書なんですかと聞いたら、最初に県協会長名でということ言われたが断って、地域限定で

任意で出すと思っていたということなんです。それを宮崎県を頭に入れてしまうと、これはおかしいことになるんじゃないのか、だから〇〇〇というところで、〇〇〇ということをやっていると考えておりますというか、私はそうだと思います。

その点について、正しいか正しくないか、町長にお伺いいたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 宮崎県消防協会、そしてその下に各郡の消防協会があるわけでありまして、今、久保議員のおっしゃったそういう説明というか、そこにこの〇〇〇、〇〇〇ということとは、公の人たちはみんな、何か悪いことをやったって捉えるじゃないですか。捉えますよ、みんな。だからこうやって来てるんですよ。俺たちは〇〇〇をしたのかと。

町民は、仮に今議論があっているようでありましてけれども、防災無線放送で、議場で、久保議員が消防団長はこういう〇〇〇をしている、そして町長は〇〇〇がない、〇〇〇だと。町民は誰だって、あなただってテレビを見たらそう思うじゃないですか。〇〇〇だとどんな言葉で言ったとしても。

そして、私はこの〇〇〇、この趣旨説明の中の〇〇〇、〇〇〇、あなた答えてないじゃないですか。法的根拠はないじゃないですか。ありますか。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 〇〇〇についてですが、私は、今、〇〇〇について説明いたしました。これについて、総務課長に宮崎県消防協会は了承してませんよと、確認してくださいまで言っているんです。結局、そこまでしておいて、私は意見書が要望書に変更するなり、本日の9日までに撤回するなり、そこまであるかなと思っておりました。

そして、町長は初日の答弁の際、消防団長に対しての責任はありと、任命しているのでありますと答弁されております。だから、町長に責任はあるのかなと。私が総務課長にしっかりと調べてよと全協で伝えました。そして、これで全て今回のことは団だとなると、全協でこれも説明がありました、消防係長がこの意見書について、ちょっといかなものかなだったかは意見を申し上げたという件も私は伺っております。全協でありました。そしたら、その行為も越権行為になるんじゃないかなというところであります。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） お答えをいただいているから私が説明をいたしますが、久保議員が質疑の中にありましたけれども、地方自治法においては、普通地方公共団体の長は、当該普通地方公共団体の事務を管理し及びこれを執行するという法律があります。だから久保議員がおっしゃることはそこまではいいんです。しかし、その中において、法律または政令により、他の執行機関の権限とされていない事務については、市町村長がその権限として処理することができるとあ

るんです。

だから、ほかの消防組織法の中に、消防団長は町長が任命し、消防団長は団の事務を統括するという文言があるし、それを基に消防組織を基に消防団条例をつくり、消防団規則をつくって今日まで運用してきておる、このことについては全国の、近隣で調べていますけれども、高千穂、五ヶ瀬、延岡市、そういったところもそれでやっておるわけです。そして、このことについて〇〇〇が、極端に言えば、勝手に消防協会とか宮崎とか言いますけれども、消防協会西臼杵、その下にあるわけですから、消防協会長、西臼杵消防団協議会が協議でやっちょるわけです。その中において〇〇〇があるということは、何ら法的なところに尋ねたところ、何らそういったことはないと。その組織の中でやっどるわけだから。そして、それに対する〇〇〇があるかといえ、いや、それについても何らないという見解をいただいております。

法的なことになってそういうことを私はやっどられると思うから、何度も言って、そういうことよりか、何度も言いますが、高館議員が言ったように、あのことについてこういって言えばいいけど、何か消防団が悪い、あるいは町長が悪い、〇〇〇をしよる、その根拠、〇〇〇という根拠、あるいは私が今述べたことに対する法的な根拠、地方自治法って言われましたよね、趣旨説明の中で。地方自治法違反じゃと。違反じゃないじゃないですか。私、調べてありますよ、ここに、地方自治法第何条。私は求めますよ。

私は何度も議事録を読み返しました。大変失礼な物言いです。私も選挙を戦ってきて町長をやらせていただいておりますが、初めてです、こういう反問権を使うのは。やはりそれだけのことを調べて、そして団のみんなも仕事を休んで傍聴来てるんですよ。日之影消防団が〇〇〇したのか、そんなことはないじゃないですか。議会の皆さんどうですか。ぜひ、この部分についての削除をお願いします。じゃないと、みんな見るわけですよ、町民は。

今質問して、地方自治法何々違反、違反であれば受けますよ。私はちゃんとそういったところを法的にも聞き、じゃないと歴代の団長さんやら団員やら、高千穂町、あるいは五ヶ瀬町、延岡市も同じようにやってらっしゃるとですよ。なぜ日之影町はそれに沿ってやったら議会議員から〇〇〇、あるいは町長の〇〇〇、〇〇〇じゃと。何か違った思惑があるんですか。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 違った思惑、ないんですよ。だから、私は何度も全協の中で、何度もというか2回、3回説明ありましたが、これもうちちょっと考えてくださいよと。私はこの意見書の中身についてどうこうは、今は中身について協会触れてますけど、この文言、字句についていかなものかなというところまでは触れません。結局、行政が見つけたんだったら、よくチェックしてくださいよ。

条例には消防団の事務と書いてあります。これは意見書の性質は、明確に消防団の事務なのか

どうなのかお伺いたします。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 消防団の事務ですわ。事務を統括するわけですから。

私はこうやって意見、罵り合いとかそういうつもりじゃないんです。久保議員の趣旨説明として、質疑の中で意見書に対してああいう決議をするということに対しては何らないんです。高館議員に答えたように。いいことすわ。じゃあいい機会だから、消防団、議会、行政がまたさらに一緒になって消防団確保しましょうやということですよ。そして行政もちゃんとそれを応援せよという決議、これは何ら問題ない。私はそれに従っていこうと思います。

ただ、趣旨説明の中に、〇〇〇とかそういう文言を出したら、町民は誤解するじゃないですか。テレビで放送すれば、消防団は何か〇〇〇したげな、町長はそれに対して何も〇〇〇しちよらんげな。

だから、私がお願いしたいのは、ぜひ久保議員、あの部分だけでも削除してください。そして、そういったことを議会で決定してください。それで終わるんです。みんな心配しているのはそこだけです。何ら決議に対してとか意見書に対して、要望書に変わったみたいでありますけれども、それについて何ら消防団と議会がもめる必要もないんです。

ただ〇〇〇てあの公の議場で言われて、歴代の団長さんたちまで来ちよって、今まで俺たちがしたことは〇〇〇か、なるじゃないですか。どんなに久保議員が、いや、委員会の何とか全協で言ったことを総務課長がしないとかじゃないんですよ、やっぱ。それもいけなけりゃいけないでいいですよ。私が断りますわ。そこ辺が足らんって。

しかし、これを久保議員も含めて日之影町議会で、いいわと、〇〇〇じゃ、出せ、それはおかしいですわ。削除して放送に流さな。私はそう思います。いや、法的にないっちゃから。いや、あるっちゅうて最後までいけばそうかもしれませんが、ないじゃないですか。今の答弁でから、法的にこうだからこうというのは答えいただいてませんよ。ただ全協でとか、総務課長に聞いたけど、それは総務課長の不行き届きであれば、私は頭下げますわ。

ですから、あの趣旨説明以降は何ら意見交換じゃいかんのかとか、そこまでせんでいいとか、いや、筋を通さんといかんからちゅういい質疑じゃなかったですか。そして決議をして採択をされたわけだから、そして、消防団の方々もそれで頑張ろうやってなったわけです。

しかし、今日お見えになつるのはみんなそうなんですよ。俺たちは何も〇〇〇はしとらんぞと。それは何でかいと聞いてくれ。総務課長が全協で言ったことがしないのが〇〇〇ですか。あれだけの公でそれを〇〇〇と言いますか。私はちょっと違いと思います。

ぜひ、久保議員、久保議員も議員しながら消防団活動されてるじゃないですか。一緒になって消防団がやることについても理解がある。この前の火事でも一生懸命やってらっしゃる。たいし

たもんだなと思う。その方が消防団の幹部たちが一緒になってつくって出したことに対して〇〇〇、あるいはそれを町長が全部見ちよらんから〇〇〇ができないとかいうことを言ってもらったから、法律に違反しちゃうなら頭を下げますわ、私が悪かったって責任は取りますわ。しかしそうじゃないじゃないですか。ぜひ削除を、私は久保議員、また日之影町議会の皆さん方をお願いせんと、いつまでも消防団とせっかくいい決議をしたのに、前に行かんと思います。ぜひ御検討いただきたいという形をお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保議員、ただいま町長の反問権が行使中であります。その中で、〇〇〇〇に対しての削除をお願いするということがありましたが、それについてのまず御返答をお願いいたします。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 〇〇〇があったという、私が〇〇〇があったと言ったときに、私はなぜ本会議場で言ったのかというのは、みんなにこの件をしっかりと考えていただきたいという思いからです。なので、私は1人で発議いたしました。質疑を受けました。この中で、〇〇〇という言葉が気になるのだったら、聞いてくれればいいですよ。私以外の議員が議長抜きで。

そして、〇〇〇という言葉ですが、削除するつもりはありません。私は正しくないというつもりで使った。これは何も悪いことをしたという、そう受け取られるかもしれませんが、私、少々言葉が過ぎた、受け取りようによってはそれもあると思いますが、〇〇〇という言葉は削除はいたしません。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保議員、確認します。〇〇〇の言葉は削除しないということよろしいんですね。答弁を。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 〇〇〇について、私は弁護士いませんので、明確にこれは法的に違反していないと町長がしっかりおっしゃるのだったら、私は〇〇〇に自治法上違反しているということは本日謝罪いたしまして、その点については削除することもあるかと思えます。あります。そうします。

法的に違反しているというのが誤りなのであれば、私は初めから何度も言っているんですが、これは、消防団は消防のプロフェッショナルであり、この意見書を出す行為にとっては、それは精通しているとは私はなかなか思えないんです。だから行政がこの意見書を見た上で、〇〇〇まで難しいことは言わないんです。先ほど町長がおっしゃったように、これちょっといかなものかなっていうのを話し合っていて、このような硬質な文章じゃなくて、議会が受け入れられるような、そして行き違いがないような文章にして届いてくれれば、何も問題はなかった。

僕は誰が悪い、町長が悪いと受け取っているんで、町長が悪いように僕は言ってしまいましたが、本当にそこだけなんです。意見書が出された。しっかりとこの〇〇〇みたいな固い話をした

らあれですけど、しっかりと話し合っ、それから議会に出していただきかった、それだけなんですけど、町長どうでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保議員、確認します。監督責任の言葉は削除ということによろしいんですね。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 久保議員が質疑、真正面を見てそう言われたわけですよ、意見書を見て。それはもう久保議員の自由な発想だろうというふうに思います。しかし、議場で、本会議場で言う言葉ですので、やはり私、法的な機関に相談をしたときに、そこの先生がおっしゃるのは、やはりそういうことをおっしゃった議員の方も、やはりそういった機関でこのことは問題ないかを確認しないと、大変な問題になりますよ、そういうことはおっしゃっておられました。

というのが、結局、〇〇〇は久保議員はそうは思っていないから〇〇〇だと言いますけれども、さっきから言うように、みんなは消防団が何か〇〇〇したことになるわけです。それじゃあ押し問答しよったら、それは最終はもうそういった司法の場じゃないとないじゃないですか。そんなことをしないように私はお願いしよるだけんこってすわ。私とその意見書を出すやり方を見ていなかったとか、そういう〇〇〇がないって言いますけれども、そのあたりが悪けりゃ私が謝りますわ。

久保議員、自分の意見を曲げないというのは当然でいいんですよ。しかし、〇〇〇は入りません。しかしその根拠となる法は述べてないじゃないですか。自分の思いだけです、協議しちよるのは。〇〇〇ではないと思ってますということしか言ってないじゃないですか。しかし、片一方は〇〇〇と思っ取るわけです。そしたら行くところまで行くじゃないですか。

そこは私に、ここで消防を組織しよる〇〇〇とする日之影町長として、議会の皆さん方にもお願いをし、〇〇〇とこの〇〇〇という趣旨説明の中から削除していただければ、何ら問題なくこの意見書に沿ってやれるじゃないですか。それを、いや、そうしたら西臼杵消防団の組も結局どこまでもそういう形になるじゃないですか。お願いしますわ、私に任せてくださいよ。

消防団を管理しよる、いつも言うじゃないですか。消防団を管理しよった町長が一番のあれじやって。久保議員のおっしゃることも分かる。そういう中において発議をして、決議が決まったわけでしょ。そしてみんなで作るわいつちなつたじゃないですか。その中の文言のことで消防団はみんな心配しちよるわけです。お願いしますわ、私に任せて削ってください。そして、消防団と議会とみんなで作らないかんっていう、こんなことで。頼んますわ。

〇〇〇とそれは久保議員の胸の中はそれはいろんなことあると思いますよ。それは理屈を述べたいのもある。しかし言ったじゃないですか、消防団員ですよ。自分の組織を〇〇〇って考えるわけですよ、究極的には。そういうこつじやいかんすよ。頼んますわ。議会の皆さんにもお願いしますわ。これで解決するっちゃから、決議を採択したっちゃから、みんなで作るわいいですわ。

言われるように消防団の管理は私です。最高責任者は私です。事務の統括する団長を任命するのも私です。団長は団員を任命して責任を持たせちよるわけです。団長に何かあったら私が処分もし、責任も取るわけですから、その最高の私が久保議員にお願いするってすから、本会議で。あなたと議論をして、消防団員みんなおられる中で。

私の主張が間違っておるなら言ってください。私はちゃんと調べ、そして、他の自治体も調べ、その中であの文言だけはやはり消防団も受け入れられない、意見書は受け入れるかもしれない、受け入れられる。みんなでやれ、行政もやれと言われる。やる。しかし〇〇〇っていったら、それはさっきも言いましたけど、全国に冠たる消防団ですよ。歴代みんなそれで頑張ってきている、今の団員も。久保議員も。それを言葉のあやか知りません。そういう思いかもしれません。

しかし、これはぜひ、これは消防団を管轄する日之影町長として久保議員にお願いします。そして議会にお願いします。これは削除です。そして、そのことについては、もし不満があれば、議会、消防団、行政、みんなで意見交換しましょうや。いつまでもこの〇〇〇じゃなんじゃって消防団とやり合うんですか。もうやめてください。お願いします。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保議員、町長から。（「ちょっと暫時休憩お願いします」と呼ぶ者あり）

暫時休憩の申出がありました。皆さんにお諮りしたいと思います。いかがでしょうか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○議長（甲斐 睦彦君） じゃあ50分から。

午前11時42分休憩

.....

午前11時53分再開

○議長（甲斐 睦彦君） それでは、休憩前に引き続き再開をいたします。

まず、久保議員、先ほど町長より、再度、〇〇〇についての文言を削除してくれという意見がありました。これについてのまず返答をお願いします。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 発言した議員も大変なことになるよとの話がありましたが、私自身は、本会議でこれ全て発言しているのはパフォーマンスでもなく、これ除名処分ができるからなんです。それぐらい首をかけて発言しております。

ですが、先ほどからの町長の答弁の中に酌むべきところがあるのではないかなという思いも今いたしております。なので、ここは本日今すぐ決断というのは、もう今ボルテージが上がっておりますので難しいですが、一旦、最終日まで預かりということによろしいでしょうか。

○議長（甲斐 睦彦君） 〇〇〇の文言は最終日に決断を下すという本人からの申出がありましたが、これに対して町長、答弁がありますか。町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 久保議員とのやり取りで久保議員のおっしゃることも分からないわけではないんです。当然そういう思いがあって、責任を持って言っていらっしゃるわけですから、そのあたりは十分分かつとるつもりで私は言うんです。しかし、やはり皆さんいつも言うじゃないですか、法的にどうなのかとか。だから、そういうことで、思いだけで除名覚悟でとかちゅう決意をじゃなくて、やっぱり今おっしゃったように、私も久保議員がいつも言われる消防のトップは町長でしょうっていうことを言われることを思って、私はあえてこういうことをみんなの前で言うわけです。だから、ぜひ日之影の消防を守っていくために、やはり久保議員も私も団員もおるわけですから、そのあたりは、ボルテージが上がっておるからということでありますけれども、私もここまでお願いをするっちゅうことないですわ。ならいいですわって、行くところまで行ってくださいでもいいんです。書いてあるんですよ、弁護士の。あとはそうですわねって。しかしそんなことをしたらいかんですわ。これだけの町で、小っちゃな町でいいことを決議しよって、片一方じゃそんなことをしよる。町民はかわいそうですよ。私はそこがあるから、頭下げてお願いすつとですよ。そこ冷静に久保議員、議会の皆さん、我々もお願いですわ、私は。じゃないと落ち着かんですよ、ここは多分。

やっぱ団も命かけてやっとするわけじゃないですか、歴代。ぜひそのあたりは、何も〇〇〇はしよらんじゃないですか。〇〇〇って久保さんはおっしゃるかもしれんけど、水かけ論になるじゃないですか。裁判まで持っていくような水かけ論のことじゃないじゃないですか。もっと決議をしたことを、私言ったじゃないですか。消防団、議会、行政でそれをどうやっていくのかっちゅうことにウエートを置いていくためには、久保議員もあれかもしれませんけど、議会も言った以上はっていうのもあるかもしれませんけど、我々だって訂正するじゃないですか。

そして、そのことの思いについては、その意見交換会でも言ってくださいよ。私に言ってもらってもいいですよ。これをやったらいかんっすよ、絶対。熱を冷ますということでもありますから、もうそれはあとは久保議員の判断でありますけど、もう私は全て言いましたわ。

もうあとは久保議員並びに議会の皆さん方の判断に委ねる以外ありませんけれども、私が言ったことは、私はもう町長として、これはもう絶対言わないかんこっちゃなと思っておりました。もうこんなことで、さっき高館議員もおっしゃったじゃないですか。こういうことで消防と議会が争うことじゃないって。私もそう思っておるんです。決議はいいですよ、あれで。言ったんですよ。

だから文言で、それはメンツもあるかもしれん。消防団のメンツもあるかもしれん。しかし、それは折り合うといえ、それは私が頼むからですよ。そこでしてくださいっちゅうのを今お願いをして最終日を待っておりますので、よろしく申し上げます。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保議員、再度町長からの申入れがありましたが、そのことについて答弁をお願いします。

○議員（1番 久保 優一君） 今回の本当に発議から一般質問の経緯です。別に誰が悪いとかかか悪いていう話じゃなくて、これ月曜にもあったように、本当に行政が行政として団をしっかり支えていってくださいよっていうことなんです。だから、僕は歴代の消防団長がとか、町民を惑わすためとか、今回の意見書に限ってやってるわけです。なので、そこは譲れないんですけども、〇〇〇、法的にという言葉が大きいんだったら、これはもう少し関与するべきじゃなかったかなと、そこを自覚していただければ、今、この場で〇〇〇を削除するということになります。私は自覚だけです、欲しいのは、

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） お答えをいたします。

私は何度も今日答えちよるように、久保議員がおっしゃることは分かっちゃっすよ。自覚もしちよっすわ。ただ、私が答弁で答えとるのは、質問があればやっぱ行政の長ですから、法的な形の中で答えんといかんじゃないですか。私の個人的な思いだけで、久保議員そうじゃそうじゃって言えんともあつとですよ。だから消防組織法とか、地方自治法とかそういうのを持ってきて、その中でやりますということですよ。

だから、久保議員が今おっしゃったように自覚を持って、当然、今度は決議もあったじゃないですか。行政もちゃんとそういうことを最後のほうに決議につくられた、あったじゃないですか。当然それを私は尊重するっち言いよっちゃから。さっきから嫌っちゃ言うちよらんですよ。尊重するから、消防団もそれで納得しちよつとですよ。だから、その文言の言葉尻じゃないっちゃけど、それが気になる部分は、今言われたように削除してください。私がちゃんと言ったじゃないですか。長として消防団の長として、最高責任者としてそこら辺は自覚して、ちゃんと法に沿ってやりますので、それを答弁しますので、削除してください。それで終わりますわ。お願いします。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 法にのっとしてという部分はありますが、町長と私たちは政治家でありますから、私は佐藤町長としての見解をお伺いいたしたい。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） 私も負託を受けて町長やってますので、自覚を持って、久保議員がおっしゃるように意見交換をしながらやっていきますので、そういうお答えで御理解いただきたいというふうに思っております。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） 先ほど、最終日まで預かりにするという話を議運でやりましたが、これでよろしいでしょうか。

これにて、以上で質問を終わります。

○議長（甲斐 睦彦君） 久保優一君、削除は。久保優一君。

○議員（1番 久保 優一君） ○○○の部分については削除ということでした。

以上です。

○議長（甲斐 睦彦君） 町長、佐藤貢君。

○町長（佐藤 貢君） ありがとうございます。久保議員には大変失礼な物言いもあったかもしれませんが、これも町長として、やはり日之影町の住民を守るための消防団を守り、また議会の皆さん方の意見も聞きながら、それをやるということで、出過ぎた面もあったかもしれませんが、分かりません。ただ、しかしそれを御理解いただいたことについては、本当に感謝申し上げます。

これで決議をしていただいたわけでありますから、今日は消防団長も幹部の方もいらっしゃいます。さっきから言いますように、また消防団、議会、行政を含めて意見交換をしながら、さらに日之影町消防団が地域の住民の方々の負託に応えるようになるよう、私自身も自覚を持って取り組んでまいりますので、よろしく願い申し上げますというふうに思います。改めて久保議員、御礼申し上げます。ありがとうございます。

○議長（甲斐 睦彦君） 以上で、久保議員の質問は終わりました。

----- . ----- . -----

○議長（甲斐 睦彦君） 本日はこれで散会いたします。お疲れさまでした。

午後0時03分散会
